

# 2024 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団



# 目次

## I 3か年計画

【1】総務課	1
【2】高齢サポート課	2
【3】障がいサポート課	5

## II 単年度計画

### 【1】総務課

1. 実施事業	9
2. 理事会・評議員会の開催予定	9
3. 監事監査の実施予定	10
4. 研修計画	10
5. 地域における公益的な取組み	10
6. 重点取組事項	11

### 【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班	12
2. 老人福祉センター	14
3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）	16
4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	19
5. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）	21
6. 養護老人ホーム	23
7. 居宅介護支援事業所	25
8. 地域包括支援センター	28
9. 要介護認定調査事業	31
10. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	32

### 【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班	33
2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	34
3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	36
4. そだちの家（生活介護）	38
5. にじの家（生活介護、日中一時支援）	40
6. 友愛の家（地域活動支援センター）	42
7. 福祉の村相談支援事業所	43
8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援、日中一時支援、保育所等訪問支援）	45
9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）	48

10.	こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）	50
11.	【新規】こども発達支援センターむつみ（児童発達支援センター、日中一時支援、相談支援、放課後等デイサービス）	52
12.	みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）	56
13.	法人後見事業	57
14.	こども発達センター等管理事業	58
15.	放課後等デイサービスあずき	59
16.	放課後等デイサービスみどり	61
17.	放課後等デイサービスほたる	63

## I 3か年計画

### 【1】総務課

#### 1. 経営方針

社会福祉法人として、透明性、公正性の高い組織統治を行うため、経営組織のガバナンス及び財務規律の強化を図り、安心、安全な福祉サービスを提供する。また、地域における福祉サービスの中核的役割を担うため、地域福祉のニーズに応える事業活動を積極的に展開し、地域に根ざした、頼られる事業団を目指す。

少子高齢化に伴う労働力不足のなか、有能な人材確保のため、職員採用方法の見直しを図るとともに、職員育成体制を構築し、質の高い職員の育成に努める。また、現在働いている職員のモチベーションアップ及び長く働ける環境の構築に向け、人事評価制度の見直しや定年退職年齢及び定年退職後の再雇用職員の処遇面の見直しなどの検討を進めていく。

#### 2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2024 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・報酬改定に伴う処遇改善制度の改正</li><li>・介護事業者に業務継続計画の策定が義務化</li><li>・労働者の募集などの際に明示すべき労働条件などの追加</li><li>・障害者雇用率の引上げ（2.5%へ）</li><li>・マイナンバーカードと健康保険証の一体化</li></ul>
2025 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・理事、監事任期満了に伴う選任</li><li>・評議員任期満了に伴う選任</li><li>・雇用保険法の改正（高年齢雇用継続給付の上限を15%から10%に引き下げ）</li></ul>
2026 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期指定管理業務の受託開始</li><li>・改正リース会計基準の強制適用</li><li>・障害者雇用率の引上げ（2.7%へ）</li><li>・マイナンバーカード刷新</li></ul>

#### 3. 重点取組事項

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
会計監査人の設置	実施	⇒	⇒
【新規】職員の適正配置基準の確立	作成	運用	検証
職員採用対象者の拡大	準備・実施	⇒	⇒
職員育成体制の見直し	検討・準備	実施	検証
人事評価制度の見直し	検証	⇒	⇒
定年退職年齢の検討	情報収集	検討	⇒
福祉避難所受入れ体制の確立	協議	実施	⇒

## 【2】高齢サポート課

### 1. 経営方針

2023 年度から始まった『まちサポ（まちのふくしサポート室）』という地域福祉拠点の機能に加え、多世代交流拠点への転換に向けた認知度を向上させる。人・組織・団体・活動・ネットワークなど地域の社会資源を把握し、これらをつないで地域の課題を地域と一緒に解決していく。

各サービスにおいては、専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスを提供するとともに、自立支援に沿った個別ニーズへの対応を積極的に行う。8050 問題やダブルケアなど、近年増加している複雑化したケースにおいては、市や医療機関などの多職種と連携・協働し、包括的・重層的に相談を受け止める。

組織内においては、労働生産人口の減少に伴う人的資源の確保に努める。無資格者を含めた多様な形の採用者が安心して継続的に働くことができるよう、人材育成の体制を整える。

### 2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2024 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険制度改正、介護報酬改定</li><li>・第 9 期岡崎市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画）（2024～2026 年度）開始</li><li>・BCP（業務継続計画）の策定、感染対策委員会、虐待防止検討委員会の設置の義務化</li></ul>
2025 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期指定管理業務の募集、応募</li><li>・「地域包括ケアシステム」の構築を継続して実現<ul style="list-style-type: none"><li>* 自立支援、重度化防止</li><li>* 医療、介護の連携</li></ul></li><li>・認知症施策を「共生」「予防」の両輪で推進<ul style="list-style-type: none"><li>* 運動や適切な食事、人との交流による発症予防</li><li>* 周囲や地域の力で生活上の困難を減らし、幸せに暮らせる基盤づくり</li></ul></li></ul>
2026 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期指定管理業務の受託開始（2026～2030 年度）</li><li>・老人福祉センターの多世代型地域福祉拠点への本格的移行</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・65 歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加</li><li>・世帯主が 65 歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加</li><li>・今後、「地域共生社会」の構築の実現に向け、地域づくりを強化<ul style="list-style-type: none"><li>* 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備</li><li>* 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援</li><li>* 世帯全体の複合化、複雑化した課題を受け止める、総合的な支援体制づくりの推進</li></ul></li><li>・2025 年（団塊の世代が 75 歳以上となる）と 2040 年（団塊ジュニアの世代が 65 歳以上となる）の人口構造の変化により、人手不足が懸念<ul style="list-style-type: none"><li>* 生産性の向上及び人材育成</li></ul></li></ul>

### 3. 重点取組事項

#### (1) 高齢サポート課総務班

項目	2024年度	2025年度	2026年度
次期指定管理業務の方向性決定	協議	準備	実施
デイサービス収支改善方策の提案	実施・検証・提案	実施・検証	⇒
【新規】人材育成・確保の支援	検討・実施	⇒	⇒
【新規】子どもから高齢者までの健康づくりの支援	検討・実施	⇒	⇒
【新規】効果的な事務の確立	検討	検討・実施	⇒
I C T（情報通信技術）の活用支援	検討・実施	⇒	⇒

#### (2) 老人福祉センター

項目	2024年度	2025年度	2026年度
多世代化に伴う利用者層の試行的拡大	実施・検証	⇒	⇒
老人福祉センターの多世代型地域福祉拠点への本格的移行	準備	⇒	実施
来館者の満足度向上を目指した運営	実施	⇒	⇒
S N S（ソーシャルネットワークサービス）などを活用した広報の拡大	実施・検証	⇒	⇒
老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案	提案・協議	⇒	実施

#### (3) デイサービスほほえみ

項目	2024年度	2025年度	2026年度
安定した利益確保の検討（提供時間の延長など）	検討・実施	⇒	⇒
【新規】人材育成の構築	検討・実施	⇒	⇒
介護者支援サービスの新設	検討	実施	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

#### (4) デイサービスほのぼの

項目	2024年度	2025年度	2026年度
安定した事業運営の検討	検討・実施	⇒	⇒
認知症の理解を目的とした地域連携の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

## (5) ヘルパーステーション岡福

項目	2024年度	2025年度	2026年度
【新規】職員雇用の強化	実施	⇒	⇒
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

## (6) 養護老人ホーム

項目	2024年度	2025年度	2026年度
【新規】事業継続のための基盤づくり	実施	⇒	⇒
社会復帰に向けた支援の実施	実施	⇒	⇒
施設の在り方の検討	検討	岡崎市と協議	⇒

## (7) 居宅介護支援事業所

項目	2024年度	2025年度	2026年度
自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	実施(定着)	実施(確認)	検討
【新規】地域との連携強化	検討・実施	⇒	⇒
事業間連携の強化	検討・実施	⇒	⇒

## (8) 地域包括支援センター

項目	2024年度	2025年度	2026年度
地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの推進	実施	⇒	⇒
世代や属性を超えた相談体制の強化	検討・実施	⇒	⇒
居場所や交流の場所づくりの構築	検討・実施	⇒	⇒
人材育成の強化・生産性の向上	実施	⇒	⇒
情報発信力の強化	検討・実施	⇒	⇒

## (9) 要介護認定調査事業

項目	2024年度	2025年度	2026年度
事業の在り方の検討	実施	⇒	⇒

## (10) 年金者住宅ゆとりの里

項目	2024年度	2025年度	2026年度
施設の在り方の検討	実施	⇒	⇒
健康維持と生きがいの強化	実施	⇒	⇒



### 【3】障がいサポート課

#### 1. 経営方針

全ての職員が障がいのある方の権利擁護と虐待防止に関する法令を遵守し、利用者一人一人を尊重する支援を行う。また、地域共生社会の実現に向けて障がい児者に地域交流する機会を提供し、社会参加を促進する。

支援現場では、障がい特性に合った感染予防対策を行うことや、施設運営システムを導入するなどICT化を促進し、新しいサービス提供方法を模索して取り組んでいく。

児童施設においては、岡崎市に足りていない療育の場をつくり、専門性の高い療育サービスを提供する。2024年4月に新規開設する「こども発達支援センターむつみ」は、重度の知的障がい児の単独通所を運営し、障がいがあることでの待機児童をつくらないことを目的とする。

成人施設においては、生活介護、就労系ともに利用者ニーズが多様化しているため、ニーズに対応した活動内容の構築、環境整備を行う。2023年度に改修した希望の家に続き、のぞみの家の生活介護を実施している訓練作業室を個別の支援ができる環境にするための準備を行う。

利用者が高齢化しているため、親亡き後の生活についての支援体制についても検討する。

イベントなどを通じて地域交流を行い、地域活動支援センター、相談支援事業の機能を活かして、地域福祉の活性化に貢献する。

社会ニーズの変化に対応し、利用者から求められるサービスが提供できるように計画を策定し、自立性と透明性のある安定した事業経営を行う。

#### 2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2024年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・愛知県、岡崎市「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」開始</li><li>・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(報酬改定)</li><li>・障がい者の法定雇用率段階的な引き上げ</li><li>・「こども発達支援センターむつみ」「放課後等デイサービスむつみ」開設</li></ul>
2025年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・国「雇用保険法」改正</li></ul>
2026年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・「岡崎市こども発達センターこども発達支援センター」の次期指定管理業務の受託開始(2026~2030年度)</li><li>・「第5次岡崎市障がい者基本計画」見直し</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・岡崎市の身体障がい者手帳所持者は、約11,500人でほぼ横ばい傾向であり、65歳以上が68.1%で18歳以上65歳未満は減少傾向にあるが、65歳以上は増加傾向</li><li>・岡崎市の療育手帳所持者は約3,000人で年々増加傾向にある。18歳未満は約950人(31.9%)、18歳以上65歳未満が約1,900人(62.8%)、65歳以上は約160人(5.3%)で、全年齢増加傾向</li><li>・岡崎市の精神保健福祉手帳所持者は約3,800人で年々増加傾向にあり、18歳以上65歳未満が約3,000人(78.2%)と最も多いが、全年齢増加傾向</li><li>・難病患者などについては、2020年の岡崎市の特定医療費(指定難病)の受給者は約1,900人と減少傾向(第5次岡崎市障がい者基本計画から)</li></ul>

### 3. 重点取組事項

#### (1) 障がいサポート課総務班

項目	2024年度	2025年度	2026年度
障がい児通所支援事業所の建築・開設	開設	—	—
【新規】施設運営システムの導入（子ども分野）	一部試行導入・検証	全体導入	—
給食提供方法の検討	検討	決定	—

#### (2) 希望の家

項目	2024年度	2025年度	2026年度
請負作業の安定・環境整備（就労継続支援B型）	実施	検証	⇒
施設外就労（就労移行）の安定	実施	検証	⇒

#### (3) のぞみの家

項目	2024年度	2025年度	2026年度
請負作業の安定・環境整備	実施	検証	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	完了	—

#### (4) そだちの家

項目	2024年度	2025年度	2026年度
強度行動障がい者への支援強化	実施	⇒	⇒
リハビリの充実	実施	⇒	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	完了	—

#### (5) にじの家

項目	2024年度	2025年度	2026年度
新規利用者獲得手法の整理	実施	⇒	⇒
医療機関などとの地域連携の強化	実施	⇒	⇒
【新規】サービス内容の見直し	協議・検討	実施	⇒

#### (6) 友愛の家

項目	2024年度	2025年度	2026年度
【新規】キャッシュレス決済の導入	実施	検証	⇒
新規登録者獲得手法の強化（SNSの活用など）	実施	検証	⇒
実施サービスの見直し	調整・実施	検証	⇒

## (7) 福祉の村相談支援事業所

項目	2024年度	2025年度	2026年度
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
医療機関などとの地域連携の強化	実施	⇒	⇒
訪問業務の効率化	実施	検証	⇒

## (8) こども発達支援センター

項目	2024年度	2025年度	2026年度
次期指定管理申請に向けた準備	検討	決定	実施
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
【新規】こども発達支援センターむつみとの連携	実施	⇒	⇒

## (9) こども支援センターすだち

項目	2024年度	2025年度	2026年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

## (10) こども支援センターつむぎ

項目	2024年度	2025年度	2026年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

## (11) 【新規】こども発達支援センターむつみ

項目	2024年度	2025年度	2026年度
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
こども発達支援センターとの連携	実施	⇒	⇒
安定した相談支援体制の構築及び支援力強化	実施	⇒	検証
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒

## (12) みのりの家

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
勤務時間・体制の見直し	実施	検証	⇒
【新規】重心利用者受入れのための環境整備	協議・検討	実施	⇒

## (13) 法人後見事業

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
安定した支援体制の構築	実施	⇒	⇒

## (14) こども発達センター等管理事業

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
有料施設の利用促進	実施	⇒	⇒
備品購入の長期計画の作成	実施	検証	⇒
【新規】キャッシュレス決済の導入	実施	検証	⇒

## (15) 放課後等デイサービスあずき

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

## (16) 放課後等デイサービスみどり

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

## (17) 放課後等デイサービスほたる

項目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲み分けなど	検討・実施	⇒	⇒
収支安定化のための稼働率上昇	検証	—	—
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

## II 単年度計画

### 【1】総務課

#### 1. 実施事業

##### (1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

##### (2) 受託事業

- ・介護予防事業
- ・短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・要介護認定調査事業
- ・地域活動支援センター（友愛の家）
- ・障がい支援区分認定調査

##### (3) 自主事業

- ・障害福祉サービス事業（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業（友愛の家）
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター、むつみ）
- ・相談支援事業所
- ・児童発達支援センター（むつみ）
- ・児童発達支援事業（すだち、つむぎ）
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち、ほたる、つむぎ、むつみ）

#### 2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	議案など	
2024年4月	理事会	理事長の選定 理事の人数変更（6人→7人）
2024年6月	理事会	2023年度事業報告 2023年度決算報告及び認定 定時評議員会の開催 （報告）理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
	評議員会	2023年度事業報告 2023年度決算報告及び認定
2024年11月	理事会	（報告）理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2025年2月	理事会	評議員会の開催
2025年3月	理事会	指定管理業務に関する年度協定の締結 2025年度事業計画 2025年度資金収支予算

2025年 3月	評議員会	(報告) 2025年度事業計画 (報告) 2025年度資金収支予算
----------	------	--------------------------------------

### 3. 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2024年 5月	2023年度決算監査
2024年 11月	2024年度中間監査

### 4. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価（期初、中間、評価前）</li> <li>・ 働き方改革</li> </ul>
中堅職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場定着支援</li> <li>・ モチベーションアップ</li> <li>・ アンガーマネジメント</li> </ul>
新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規採用職員研修Ⅰ（事業団概要、接遇マナーなど）</li> <li>・         〃         Ⅱ（施設見学）</li> <li>・         〃         Ⅲ（1年の振り返り）</li> </ul>
全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価（期初）</li> <li>・ 虐待防止、身体拘束適正化</li> <li>・ 感染症予防</li> <li>・ 業務継続計画</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送迎車両運転実技講習会</li> <li>・ 交通安全に関する講習会</li> </ul>

### 5. 地域における公益的な取組み

項目	内容
地域の要支援者に対する権利擁護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見事業</li> </ul>
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供</li> <li>・ 支援団体への地域福祉活動助成金の支給</li> </ul>
既存事業の利用料の減額・免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護サービス利用料軽減（社福軽減）</li> </ul>
地域の福祉ニーズなどを把握するためのサロン活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老福出張サロン</li> <li>・ 出前出張測定</li> </ul>
地域住民に対する福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習生、職場体験の受入れ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ふれあい夏祭り</li> <li>・ 高年者センターまつり</li> <li>・ 秋フェスティバル</li> <li>・ 福祉の村夏まつり</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の村クリスマス会</li> <li>・もちつき大会</li> <li>・グランドゴルフ大会</li> <li>・OKフードドライブ（フードバンク）</li> <li>・街頭監視活動の実施</li> <li>・福祉避難所協定の締結</li> </ul>
-----	---

## 6. 重点取組事項

### (1) 職員の適正配置基準の確立

各部署の収支バランスを加味した上で適正な職員配置人数を把握し、人事異動の有効な根拠として位置付け、限られた人材を有効的に活用する。

項目	計画
【新規】各部署の人員配置基準及び現状配置の一覧を作成	9月までに
【新規】適正配置基準表を作成	3月までに

### (2) 職員育成体制の見直し

新規職員が安心して業務を行うとともに、利用者へのサービス向上を目的に、OJTを中心とした育成体制の見直しを行う。

項目	計画
【新規】育成体制構築のためのツールやコンサルティングなどの検討	9月までに
【新規】ツールの導入又はコンサルティング会社との契約	3月までに

### (3) 福祉避難所開設に向けた取組み

大規模災害により要配慮者が避難を必要とする場合に、岡崎市と協定を結んだ避難施設として、受入れ体制を整え、有事の際に備える。

項目	計画
岡崎市と開設に向けた協議を実施	3月までに
福祉避難所開設に関わる防災訓練の実施	年1回以上

### (4) 駐車場用地購入に伴う事務手続き及び整備の実施

福祉の村の職員通勤車両駐車場用地を所有するため、隣接地の土地及び建物を購入し、それに伴う事務手続き及び駐車場整備を滞りなく進める。

項目	計画
【新規】引渡しに向けた各種手続きの実施	10月までに
【新規】建物の取壊し工事及び駐車場整備	3月までにできる限り進捗させ、2025年度早期完了

## 【2】高齢サポート課

### 1. 高齢サポート課総務班

#### (1) 事業の概要

課内の庶務・経理の事務を行う。更に理学療法士などのリハビリ専門職により、各事業へのサポートを行い、介護予防を推進する。

#### (2) 重点取組事項

##### ア. 次期指定管理業務の方向性決定

岡崎市の方針により、次期指定管理業務期間の2026年度から、地域福祉センターは多世代型地域福祉拠点への移行が決定している。2023年度は、老人福祉センターの利用対象年齢拡大と、「まちサポ」が設置された。

多世代型地域福祉拠点の本格的移行に向けて、次期指定管理業務の具体的な仕様内容について、岡崎市と協議を継続的に行う。

項目	計画
【新規】仕様書の骨格の協議・提案	5月までに
【新規】仕様書の詳細の協議提案	3月までに

##### イ. デイサービス収支改善方策の提案

2023年度に変更した運営方法の効果検証を行い、より改善効果が高い運営方法の分析を行う。

抜本的なデイサービスの収支改善に向けて、2024年度介護保険制度改正内容の分析などを行い、運営方法の見直し提案をする。

項目	計画
【新規】デイサービス新運営の効果検証	10月までに
【新規】2024年度法制度改正を踏まえた運営体制の提案	9月までに

##### ウ. 人材育成・確保の支援

人材育成・確保は、福祉業界全体の課題であり、事業団でも深刻な問題になっている。

総務課と連携しながら、キャリアパスや研修体系の構築、カムバック研修などの確保対策を検討・実施していく。

項目	計画
【新規】デイサービス介護職員のキャリアパス構築	9月までに

##### エ. 子どもから高齢者までの健康づくりの支援

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防教室・短期集中型通所サービスなど）について、より効果的に実施できるように、リハビリ専門職によるサービス内容の向上や仕様内容の提案をする。また、多世代型地域福祉拠点へ移行に伴うイベントの提案や協力をする。



項目	計画
【新規】介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防教室・短期集中型通所サービスなど）の新規提案	3月までに
【新規】多世代交流イベントの実施	年1回以上

オ. 効果的な事務の確立

業務改善のため、各館で事務職員を配置し、業務分担を進めてきた。事務の標準内容を統一化し、更に業務効率化を推進していく。

また、業務委託などの契約について、効率化と低価格化、サービス向上の検討をして、上昇幅の最小化や現契約価格よりも安価にできないか検討・提案をする。

項目	計画
【新規】事務業務効率化の具体策の検討	3月までに
【新規】調理業務契約の仕様内容の見直し・検討	3月までに

カ. ICT（情報通信技術）の活用支援

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）やホームページの活用方法を各事業で検討できるように支援する。

また、新たなICTの活用を提案する。

項目	計画
各事業の活用検討会への出席と要望対応	年4回以上

## <社会福祉事業>

### 2. 老人福祉センター

#### (1) 事業の概要

市内に在住する方を対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画・運営し、地域住民の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。イベントなどを通して多世代間の交流を図ることで、安心して暮らせる地域の結節点としての役割を果たす。

#### (2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
高年者老人福祉センター	46,617	64,567	84,000	88,000
中央地域老人福祉センター	10,677	15,449	33,000	34,000
北部地域老人福祉センター	10,661	21,956	40,600	42,000
南部地域老人福祉センター	18,154	25,745	61,500	64,000
西部地域老人福祉センター	13,640	21,314	37,000	38,000
東部地域老人福祉センター	17,013	22,467	36,000	38,000
計	116,762	171,498	292,100	304,000

※2023年5月からカウント方法を変更（高年者老人福祉センターを除く。）

#### (3) 利用計画に対する取組み

多世代化拠点への転換を念頭に、老人福祉センターの機能を維持しながら、若年層の利用を拡大する。保育園や学校との協力関係を保持しながら、SNSなどを利用しての積極的な情報発信を行い、地域包括支援センターなどと連携しての地域資源の情報収集に努め、拡張的かつ持続可能な多世代交流の拠点を目指す。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 多世代化に伴う利用者層の拡大

2023年4月からの利用対象年齢の拡大に伴う地域福祉センターの利用について、多世代交流イベントや地域行事への参加を通して継続的な周知を図る。多世代交流イベントの企画の段階から地域住民などと協働することで、多世代間における幅広い交流の場を築いていく。運営懇談会において幅広い意見を聴き、老人福祉センターの今後の在り方について検討する。

項目	計画
【新規】学校や地域の方などと企画から検討する多世代交流イベントの開催	各館：年2回以上
地域の行事への積極的な参加	各館：年2回以上
【新規】運営懇談会の参加者拡大	各館：年2回以上

イ. 老人福祉センターの多世代型地域福祉拠点への本格的移行

2026年度から老人福祉センターが多世代型地域福祉拠点へ本格的移行するに当たり、独自性をもった施設として展開するための方向性を施設長会議などにおいて検討していく。

項目	計画
検討会義の実施	全体：年6回以上

ウ. 来館者の満足度向上を目指した運営

来館者の満足度向上及び新規利用者の獲得を目指して、新たなイベントを企画・実施する。

多世代化した利用者に対して対応ができるよう、老福会議などにおいて知識や技術の向上を図る。

項目	計画
【新規】eスポーツの活用を検討・実施	各館：12月までに
【新規】多世代化に伴う老人福祉センター職員における知識などの向上	各館：年1回以上
【新規】多世代交流施設の視察	12月までに

エ. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した広報の充実

LINEやホームページなどを活用した広報を展開する。現状を把握し、その内容を検証することで、より効果的な広報につなげる。

項目	計画
広報検討会などの開催 (施設長会議など)	全体：年3回以上

オ. 老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案

2026年度以降の老人福祉センターの在り方について、利用者のニーズと多世代型地域福祉拠点への本格的移行を見極めながら、その存在意義を高めるような運営の方向性を検討していく。高齢サポート課総務班の次期指定管理業務における方向性の検討と併せて、老人福祉センターの在り方についての積極的な提案を行っていく。

項目	計画
老人福祉センターの在り方に関する岡崎市との協議	年4回以上
【新規】次期指定管理に向けての検討と情報の共有	全体：年4回以上

### 3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

#### （1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事の介助や機能訓練などの支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

#### （2）利用計画

##### 通所介護稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	83.0	71.1	83.0	88.0
中央デイサービスほほえみ	80.3	79.2	82.0	88.0
北部デイサービスほほえみ	88.0	90.2	93.0	91.0
南部デイサービスほほえみ	82.0	72.2	73.0	82.0
西部デイサービスほほえみ	81.2	65.7	79.0	82.0
東部デイサービスほほえみ	91.0	87.0	81.0	87.0
計	84.3	77.5	81.8	86.3

##### 短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）稼働率（％）

サービス区分（※）	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	30.6	39.3	45.0	55.0
中央デイサービスほほえみ	34.0	62.4	70.0	65.0
南部デイサービスほほえみ	84.0	67.1	83.0	85.0
西部デイサービスほほえみ	18.9	79.3	75.0	70.0
東部デイサービスほほえみ	67.5	49.2	72.0	60.0
計	47.0	59.4	69.0	67.0

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める。

#### （3）利用計画に対する取組み

居宅介護支援事業所への営業活動時に、動画で利用者のADL（日常生活動作）の状況を具体的に分かりやすく伝えるとともに、専門職の指導による個別機能訓練加算Ⅰ（イ）の取組みを積極的にアピールしていく。また、ニーズに合わせた個別対応を行う体制があることも伝えていく。

利用者だけでなく家族も含めて、変則的な利用や送迎の時間など、細かなニーズを把握し、柔軟で、きめ細かな個別対応を行うことで、満足度の向上につなげる。更に、2023年度に導入したLINEを活用し、介護者・家族との迅速な情報の共有を図る。また、タイムリーな情報発信をすることで、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 安定した収益確保の検討

安定した収益を確保するため、提供時間及び適正な定員の見直しを図るとともに、新たな新規契約者の獲得につなげる。また、自立支援を軸としたプログラムの提供により、特徴のある施設づくりを図り、利用者満足度及び稼働率向上につなげる。

項目	計画
提供時間の延長及び定員変更に向けた検討（経営会議・施設長会議・管理者会議において）	年4回以上
事業間連携の強化 （各管理者会議の合同開催）	各館：年3回以上
【新規】地域活動（美合マルシェなど）への参加	高年者：年2回以上
【新規】体力の維持・向上できるようなデイサービス提供の構築	中央：3月末までに
【新規】地域に出向いた多世代交流	北部：年4回以上
【新規】併設する老人福祉センターなどの活用（交流・行事参加）	南部：年6回以上
【新規】地域の方々と交流できる施設（矢作中学校、老人福祉センター利用者など）	西部：年4回以上
【新規】グループ活動の確立	東部：3月末までに

##### イ. 人材育成体制の構築

人材育成体制の構築を図り、未経験の有資格者及び無資格者の採用を推進し、福祉人材の確保へとつなげる。また、安全かつスムーズな支援を行うため、継続した介護技術指導者の育成を図る。

項目	計画
【新規】OJT研修の体系づくり	9月までに
【新規】介護技術の見直し・検討・習得 （介護技術指導者が各館を巡回）	各館：年4回以上
【新規】職員交換研修の実施（3日間）	年2回以上

##### ウ. 介護者支援サービスの新設

要介護者とその家族が安心して住み慣れた場所での生活が続けられるよう、介護負担の軽減や介護力のサポートとして、今後、若い世代の介護による離職をなくすためにも、新たな介護者支援サービスを実施するための検討を行う。実施可能なものから随時開始することで、利用者満足度の向上と新規登録者の獲得を図る。

項目	計画
介護者支援サービス導入の検討 (管理者会議・生活相談員会議において)	年4回以上
新たな介護支援サービスの実施	随時

エ. ICT（情報通信技術）の活用

業務効率化を図るため導入した介護業務支援ソフトの未使用機能など、更なる効率化につながる機能を抽出し、試行する。

検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。また、特に若年の利用者をターゲットに利用者用のタブレットの導入に向けた検討を進めていく。

項目	計画
システム活用検討会の開催 (生活相談員会議・看護師会議において)	年4回以上
新たな機能の活用	各館：随時
【新規】利用者用タブレットの導入・検討	8月までに

#### 4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

##### （1）事業の概要

認知症のある方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するために日帰りで入浴・排せつ・食事などの介助や機能訓練などの支援を行い、認知症になっても住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようにサポートする。

##### （2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	23.9	23.9	68.0	70.0
中央デイサービスほのぼの	32.6	23.1	42.0	50.0
北部デイサービスほのぼの	64.8	70.4	65.0	70.0
計	40.4	39.1	58.3	63.3

##### （3）利用計画に対する取組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動によりADL（日常生活動作）を維持できるよう支援する。利用者と家族の双方が安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

サービスの個別化に取り組むことで、利用者のみならず、介護者・家族の満足度を向上させる。

更に、2023年度に導入したLINEを活用し、介護者・家族との迅速な情報の共有を図る。また、タイムリーな情報発信をすることで、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

##### （4）重点取組事項

###### ア．安定した事業運営の検討

安定した収益の確保が可能な部署については、新規契約者の増加につなげるため、事業間の連携の強化を進める。一方、必要な収益の確保が困難な部署については、その在り方を検討する。

項目	計画
【新規】提供時間の延長及び稼働日変更に向けた検討（経営会議・施設長会議・管理者会議において）	月1回以上
事業間連携の強化 （各管理者会議の合同開催）	各館：年3回以上

###### イ．認知症の理解を目的とした地域連携の強化

認知症の方が地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人と共生ができるよう、本人や家族が主体的に地域とかかわっていけるための環境づくりとして、認知症の理解を目的とした、やさし

い地域づくりに向けた地域連携の強化を行う。このため、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修を推進し、専門性の高い職員の育成を図り、介護士同士が情報や意見交換、介護者の心情の共有を目的として集う場を提供する。

項目	計画
地域交流の実施（老人福祉センター、地域包括支援センターとともに、認知症カフェなどを開催）	年1回以上
認知症サポーター養成講座の開催	年1回以上 （3事業所共催）
家族懇談会（意見交換会）の開催	各館：年1回以上
認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修率向上	各館：1人

#### ウ. ICT（情報通信技術）の活用

業務効率化を図るため導入した介護業務支援ソフトの未使用機能など、更なる効率化につながる機能を抽出し、試行する。検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。

項目	計画
システム活用検討会の開催 （生活相談員会議・看護師会議において）	年4回以上
新たな機能の活用	各館：随時



## 5. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス)

### (1) 事業の概要

(訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者))

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言などの支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言などの支援をする。

### (2) 利用計画

延べ訪問時間数（時間）

サービス種別	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
訪問介護（高齢者）	8,091	7,677	8,000	8,000
居宅介護・重度訪問介護 (障がい児・者)	2,603	2,233	2,461	2,730
産前産後ホームヘルプ サービス	670	382	434	540
計	11,364	10,292	10,895	11,270

### (3) 利用計画に対する取組み

ヘルパーの雇用人数は高齢を理由とした退職も多く、現在のサービス提供を維持するのは非常に難しい状況である。登録ヘルパーの登録人数減と高齢化に対し、新たな世代の職員雇用を進め、登録ヘルパーの増員を行う。また、引き続き人材育成の強化を図り、より専門性を高め、種別ごとの提供特色に合わせ、サービスが提供できるように努める。

職員間の連絡体制、利用者情報の共有を図るためICT化を促進する。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 職員雇用の強化

現在のサービス提供の維持、また、新たなサービス提供の受入れ、並びにきめ細やかな介護支援を行うため、登録ヘルパーの雇用を確保する。高齢サポート課総務班や総務課と連携し、地域へ職員募集の情報提供を行うなど、職員雇用の強化を図る。

項目	計画
【新規】職員採用へ特化したホームページの充実	3月までに
【新規】採用に向けての情報発信	年4回以上
カムバック研修の実施	年1回

#### イ. 人材育成の強化

サービス種類に限られることなく対応ができる職員を増やし、より専門的知識や技術を向上できるように職場内研修を強化する。2023 年度もコロナウイルス蔓延時以外、毎月実施できたが、より専門的な知識を得るために、他部署や専門職の協力、研修用映像資料などにより、障がい福祉事業や産前産後サービスの対応についての具体的、専門的な研修の機会を設ける。

項目	計画
法人内登録ヘルパー研修（介護技術向上）の充実	年 12 回以上
専門的知識向上にむけて、有資格者や映像コンテンツを使用した勉強会の開催	年 2 回以上
勤続年数に合わせた研修計画を立て、個々に合った研修の受講	年 1 回以上

#### ウ. ICT（情報通信技術）の活用

業務効率化、職員間のより詳細な利用者情報の共有、正確な事務連絡を図るため、ほのぼのシステム、新たなツールを使用し、効率化につながる機能を抽出し施行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】連絡ツールの活用・検討	年 4 回以上

## 6. 養護老人ホーム

### (1) 事業の概要

65歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方について、岡崎市が措置により入所を決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指し、個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

### (2) 利用計画

#### 入所者数各月計（人）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
措置入所	605	510	555	600

#### 延べ利用日数（日）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
短期保護	779	888	1062	1095

### (3) 利用計画に対する取組み

措置施設という性質上、入所者数を増やすための積極的な営業活動を行うことは困難であるが、家庭や住居などの環境上及び経済的な理由などにより在宅で生活が困難な高齢者のみならず、制度の狭間で行き場のない高齢者を保護するなど、セーフティネットとしての機能を果たせるように努める。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 事業継続のための基盤づくり

BCP(事業継続計画)は2024年4月から義務化される。当施設においては既に作成し、訓練も実施しているが、BCPは「策定して終わり」ではなく、様々な環境の変化に柔軟性を保ちながら継続的に改善、運用していかなければならない。義務化への対応はもちろんであるが、自然災害、感染症それぞれの計画に対して、職員が、この取組みを長く続けられるような仕組みづくりを行う。

項目	計画
【新規】現行BCP計画の見直し、改定	年2回以上
【新規】訓練及び研修の3か年計画を策定	12月までに

#### イ. 社会復帰に向けた支援の実施

地域移行が可能な入所者は移行後、介護サービス、医療サービスやインフォーマルサービスなどが必要となることが多いため、地域包括支援センターと連携を図りながら、こうした資源への結び付けを行い安定的な地域移行を目指す。また、在宅生活が困難な入所者に対しては施設内において、伴走型支援を行うとともに、地域活動参加を通じて社会生活上の自立促進を目指した支援を行う。

項目	計画
【新規】退所時におけるカンファレンスの開催	年1回以上
地域活動への参加	年3回10人以上

#### ウ. 施設の在り方の検討

地域包括ケアシステムの確立が目指されるなかで、様々な種類の高齢者の住まいが整備されつつある。一方で、多額の借金を抱えた身寄りのない高齢者や家庭内トラブルを抱えた高齢者、ホームレスや精神疾患を有する高齢者など多様な生活課題を抱え、行き場のない処遇困難な高齢者は増える傾向にある。当施設においても、昨今の入所者の傾向として、身寄りがなく多額の借金を抱え、身辺自立が困難な高齢者が増えており、支援の困難さが増している。新しい時代の価値観のなかで、改めて現在の施設課題を抽出し、個室化も含め、これからの養護老人ホームの在り方や果たすべき役割、機能について検討していく。

項目	計画
個室化に向けた検討	年3回以上
【新規】新たな課題の抽出、検討会	12月まで1回以上
報告書作成	2月までに

<公益事業>

7. 居宅介護支援事業所

(1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに基づき、ケアプランを作成する。主治医やサービス提供事業所、その他関係機関がスムーズに協働できるよう、連絡・調整を行う。

(2) 利用計画

ケアプラン作成件数 (件)

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	2,083	2,139	2,034	2,100
中央居宅介護支援事業所	1,680	1,676	1,547	1,680
北部居宅介護支援事業所	1,571	1,671	1,650	1,680
南部居宅介護支援事業所	1,516	1,525	1,508	1,680
西部居宅介護支援事業所	1,512	1,594	1,584	1,680
東部居宅介護支援事業所	1,720	1,896	1,992	2,100
計	10,082	10,501	10,315	10,920

予防ケアプラン受託件数 (件)

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	230	222	192	120
中央居宅介護支援事業所	200	155	134	96
北部居宅介護支援事業所	160	131	115	96
南部居宅介護支援事業所	169	156	195	96
西部居宅介護支援事業所	154	172	152	96
東部居宅介護支援事業所	192	209	259	120
計	1,105	1,045	1,047	624

※予防ケアプランは、地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターで担当できない要介護者のケアプラン作成を主に担当している。

(3) 利用計画に対する取組み

質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え、客観的な指標である特定事業所加算の算定要件を満たすことで事業所としての信頼を得る。ケアプランの作成件数は、需要と介護保険制度で示される担当件数とのバランスを見ながら、依頼を受ける担当者間や事業所間での偏りがないうよう連携し、適正かつ経常収支の黒字拡大につながる件数管理を行う。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現

自立支援・重度化防止の推進の観点から、利用者の尊厳の保持や自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実施するため、地域包括ケアシステムにおける多職種による自立支援を目的としたコミュニティーケア会議に参加する。

項目	計画
コミュニティーケア会議などへの参加	各館：年2回以上

##### イ. 複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

複合化・複雑化する支援ニーズに対し、質の高い支援を行うため、多機関との協力・連携を行うことで、地域にある社会資源を把握するとともに、より多くの事例を共有することにより支援を強化する。

項目	計画
事例検討会などの開催	全体：年1回以上 各館：(他事業所向け、 自事業所向け)各年1回 以上

##### ウ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入した介護業務支援ソフトを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、パソコンの持ち出しについて、リスク対策や活用の仕方など情報共有するため、検討会を開催する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
介護業務支援ソフト活用検討会の実施	全体：年4回以上
【新規】モバイル端末利用の対策・活用の検討会議	全体：年4回以上

##### エ. 地域との連携強化

深刻な人手不足と制度改正の影響により、一定数のサービスの確保も難しくなっている。利用者の生活を支えるために、地域づくりや街づくりに生かす視点を持ち、ケアマネの情報を発信する。

項目	計画
【新規】インフォーマルサービス（地域の居場所やボランティアなど）を蓄積し、利用者支援に活用	各館：年1回

オ. 事業間連携の強化

事業間で、利用者の多様なニーズに応えるための情報を共有し、包括的な支援を実施していくために、連絡会議を開催する。

項目	計画
【新規】介護保険制度改定後の事業間での共有会議	全体：年2回以上

## 8. 地域包括支援センター

### (1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するために、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

### (2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
高年者地域包括支援センター	13,730	15,317	14,904	15,000
ふじ地域包括支援センター	10,453	10,677	14,376	14,500
中央地域包括支援センター	10,144	11,372	12,382	12,500
北部地域包括支援センター	11,733	12,334	14,980	15,000
南部地域包括支援センター	15,407	14,276	14,000	15,000
西部地域包括支援センター	14,736	16,976	17,919	16,800
東部地域包括支援センター	18,786	15,873	16,000	19,200
計	94,989	96,825	104,561	108,000

※相談件数は、国に報告する岡崎市の評価指標とする。

### (3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるため、目標を具体化して、計画的に実行する。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を担い、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行することにより、地域の自立と地域の諸問題の解決を支援する。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう自立支援、重度化防止、医療との連携を図るとともに、認知症高齢者を支えられる地域づくりなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進する。

項目	計画
【新規】地域住民発信の「やりたい企画」のイベントを開催	高年者：年3回以上
【新規】地域にある店舗などを拠点としたサロンの開催	中央：年3回以上
【新規】地域づくりの推進と深化。(サロンなどを活用した相談体制の構築)	北部：年4回以上



六ツ美オレンジプロジェクトを通じた認知症に理解のある地域づくり	南部：9月までに
【新規】認知症当事者が交流できる居場所づくりに向けた話し合い	南部：年6回
防災会議の支援・開催	西部：年6回
【新規】認知症当事者と家族の居場所づくりにつながる催しの開催	東部：年6回以上
【新規】近隣事業者と予防教室などを開催	ふじ：年3回

#### イ. 世代や属性を超えた相談体制の強化

8050問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯単位で複合化・複雑化した課題が増加する傾向にある。世代や属性を超えたかたの包括的な相談を受ける「まちサポ」の周知を進め、既存の縦割り支援では補いきれない課題を多機関で連携できるよう、より多くの事例に接することにより、支援力を強化する。

項目	計画
【新規】困難事例・多職種連携の検討会の開催	全体：年7回以上 各館：年3回以上
【新規】多職種と課題解決に向けたケース検討会議	高年者：年3回以上 西部：年2回以上
【新規】地域住民などと課題解決に向けたケース検討会議	中央：年5回 ふじ：年6回以上
複合的課題をもったケースについて、関係機関などとの検討会、交流会を開催	北部：年2回以上
【新規】お散歩ビンゴ協力事業者を交えた異業種交流会	南部：年1回
【新規】分野を超えた多職種との交流会及び勉強会の開催	東部：年2回以上

#### ウ. 居場所や交流の場所づくりの構築

少子高齢社会のなかで、次世代の担い手の育成も課題となっている。世代や属性を超えて地域住民が交流できる場や機会を生み出すため、仕組みづくりや仕掛けを行い、多世代交流を行う。

項目	計画
【新規】学校や地域の方などと、検討段階から行う多世代交流の開催	高年者：年3回以上 ふじ：年1回以上
【新規】学校や地域の方と、地域福祉センター共催の多世代交流の企画・開催	中央：年3回 南部：年2回 西部：年2回以上
【新規】地域福祉センターを拠点とし、地域の子どもや住民が主体となるイベントの企画と開催	北部：年2回以上 東部：年2回以上

#### エ. 人材育成の強化・生産性の向上

様々な専門職や異なる経験年数の職員全員が、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たし、機能できるよう、実践的な知識と経験を身に付ける。また、想像力や発想力を高めるため、他包括での活動を共有する機会を作り、勉強会を行う。

項目	計画
【新規】中堅職員・新人職員の勉強会の開催	全体：年4回
課題目標を明らかにしたOJTの実施	各館：11月までに

#### オ. 情報発信力の強化

地域包括支援センターの周知のため、紙媒体だけでなくWeb媒体も利用しながら、より多くの方に向けた情報発信を行う。

項目	計画
情報発信方法の検討会の開催	各館：6回以上
ホームページやSNSを利用した地域に向けての情報発信	各館：2月までに

## 9. 要介護認定調査事業

### (1) 事業の概要

保険者（市町村）から委託を受けて、本人や家族から心身の状態の聞き取りを行い、「どの程度の介護を受けているか」、「どのくらいの介護が必要か」について調査する。

### (2) 利用計画

調査件数（件）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
要介護認定調査事業	798	476	715	720

### (3) 利用計画に対する取組み

収入を維持するため、岡崎市からの委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。また、他市町村からの委託については、業務を調整の上、最大限の件数を受託する。事業の在り方について岡崎市と協議をする。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 事業の在り方の検討

近年の厳しい収支状況を踏まえ、事業の在り方について岡崎市と協議する。

項目	計画
事業の在り方について岡崎市と協議	8月までに

10. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

（1）事業の概要

60歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や24時間体制の安否確認のほか、必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、ケアマネジャーにつなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるように支援する。

（2）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

入居区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
入居金償却方式（旧契約）	256	214	187	132
家賃方式（新契約）	162	204	222	288
合計	418	418	409	420

（3）利用計画に対する取組み

今後の在り方の検討を進め、ゆとりの里の経営方針、受入れ態勢を整えて計画的な運営を行う。また、入居者の健康維持や生きがいのために、体操や多世代交流、地域交流を進める。

（4）重点取組事項

ア．施設の在り方の検討

今後の運営に関し、料金形態の見直し、存続可能な施設なのか検討し、快適な施設を今後も維持するため、施設修繕計画を検討・策定するとともに、今後の在り方についての検討会を開催する。また、入居者が感じる問題点や不安要素にもできる限り対応する。

項目	計画
在り方検討会の開催	年4回以上
施設運営計画の策定	9月までに

イ．健康維持と生きがいの強化

定期体操は、岡崎ごまんぞく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週1回を継続する。また、高年者センター岡崎や地域包括支援センターで行われるイベントや教室に積極的に参加をし、多世代交流、地域交流への協力を行う。

項目	計画
岡崎ごまんぞく体操の実施	週1回
【新規】多世代交流、地域交流への積極的な参加	年4回以上

### 【3】障がいサポート課

#### 1. 障がいサポート課総務班

##### (1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

##### (2) 重点取組事項

###### ア. 施設運営システムの導入

事務効率向上及びサービス向上のために、子ども分野において施設運営システムを段階的に導入する。

項目	計画
【新規】一部施設で導入	9月までに
【新規】運用マニュアルの作成	3月までに

###### イ. 2024年度法改正への対応

法改正に伴い、各種マニュアルの策定など運営基準への追加が推測される。一元的に対応をし、課内の事務効率化を図る。

項目	計画
【新規】運営基準追加への対応	3月までに

###### ウ. 事務効率化の推進

課内の事務効率化を推進する。

項目	計画
各施設の要望調査	7月までに
事務効率化の具体策実施	3月までに

<社会福祉事業>

2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

（1）事業の概要

（就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートなどを行う。

（就労定着支援）

就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関などと連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）（2023 年度に定員変更）

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 （見込）	2024 年度 計画
就労移行支援	103.0	110.3	90.0	100.0
就労継続支援B型	106.0	101.1	91.7	100.0

就労定着支援件数（件）

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 （見込）	2024 年度 計画
就労定着支援	27	25	20	24

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

（就労移行支援）

2023 年 4 月に定員を 6 人から 10 人に変更した。2023 年度に訓練作業室を改修してより多くの利用者を受け入れ、多くの就職者を輩出する環境となっている。特別支援学校卒業生だけでなく、地域で就労を希望する方（在宅者、就職希望者）へ高水準の工賃と多様な就職先をアピールして利用者を獲得する。

（定着支援）

就職者や就職先及び就職者の家族の必要に応じてきめ細やかな支援を行う。期限の 3 年間を目的に自身で問題解決できるよう支援を行う。

（就労継続支援B型）

2023 年 5 月に定員を 24 人から 30 人に変更した。2023 年度の改修工事により、広く快適な食

堂兼休憩室、身体障がいの方や高齢の方なども利用できる多目的トイレ、簡易シャワーを完備して幅広い利用者ニーズに対応して利用者を獲得する。また、請負作業、施設外での作業及び木製品を中心とした自主製品の開発など作業内容を充実させ工賃の向上を図る。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 就職者の輩出及び新規利用者の獲得

###### (就労移行支援)

就職のための実習先を増やす。また、トライアル雇用を企業などへ紹介して利用者にマッチした就労先を見出し、就職者を輩出する。また、実績を内外にアピールして多くの新規利用者を獲得する。

項目	計画
就職者の輩出	年4人以上
新規利用者の獲得	年4人以上

##### イ. 工賃の向上、生活支援の充実

###### (就労継続支援B型)

新規開拓を含め、請負作業を精査する。必要に応じて、単価や増量の交渉を行う。また、身体障がいや高齢などで、日常生活能力の低い利用者へ自身で清潔を保持できるよう支援を行う。

項目	計画
作業工賃の向上	月平均15,000円以上
【新規】多目的トイレの活用	1日2人以上

##### ウ. 施設サービスと地域の社会資源情報の共有

近年岡崎市内で、他事業所によるグループホームが増加している。特に必要と思われる家族には相談支援事業所と連絡を密にして、内容を紹介、入居を勧める。その他、モニタリングや保護者ミーティングでも、最新の情報を共有して、地域のなかで充実した生活ができるよう支援をする。

項目	計画
保護者ミーティングの実施	年3回以上
【新規】グループホーム入居と送迎対象者	年2人以上

### 3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

#### （1）事業の概要

##### （就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

##### （生活介護）

18 歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

#### （2）利用計画

##### 稼働率（%）

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	2024 年度 計画
就労継続支援B型	114.7	123.1	125.0	100.0
生活介護	87.3	88.9	100.0	100.0

#### （3）利用計画に対する取組み

地域における障がい者総合支援法の対象者が、個々のニーズに合わせて利用できる施設を目指す。また、就労系と生活介護の多機能型施設として、幅広く利用者を受け入れ、成長や支援内容により施設内外のマッチングした事業所への変更も勧める。

#### （4）重点取組事項

##### ア. 作業工賃の向上、新規利用者の獲得

###### （就労継続支援B型）

新規開拓の請負作業を含め、内容を精査し、可能であれば単価や作業の増量を交渉する。また、施設外就労・支援を充実させることで新規対象者を増やす。

請負作業のメニューが豊富であること、施設外就労・支援をアピールして短時間や週数回の利用者を受け入れる。

項目	計画
工賃向上	月平均 18,000 円以上
新規利用者の獲得	年 2 人以上

##### イ. 主体性の強化とボランティアの活用

###### （生活介護）

利用者がどのような活動をしたいのか、利用者が主体となって内容を決定する。

コロナ禍において、ボランティアの受入れを中止してきたが、創作的な活動が行えるよう再開する。



項目	計画
利用者ミーティングの開催	月1回以上
【新規】ボランティアの活用	月1回以上

ウ. 施設サービス及び地域の社会資源情報の共有

近年岡崎市内で、他事業所によるグループホームが増加している。特に必要と思われる家族には相談支援事業所と連絡を密にして、内容を紹介、入居を勧める。その他、モニタリングや保護者会でも、最新の情報を共有して、地域のなかで充実した生活ができるよう支援をする。

項目	計画
保護者会の開催	年3回以上
【新規】グループホーム入居と送迎対象者	年2人以上

#### 4. そだちの家（生活介護）

##### （1）事業の概要

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

##### （2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
生活介護	87.4	81.9	85.5	90.0

##### （3）利用計画に対する取組み

3人以上の新規利用者を獲得する。特別支援学校の実習生を積極的に受け入れ、将来の利用につなげる。利用日が週5日未満の利用者に対して、日数を調整し増やすことで稼働率の向上を図る。欠席が続く利用者に対し、家庭訪問や電話相談を実施して長期化を防ぐ。

##### （4）重点取組事項

###### ア．強度行動障がい者への支援の強化

強度行動障がいの利用者の方が安定して穏やかに生活ができるよう、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、専門性の高い支援計画に基づき、支援を実施する。

項目	計画
支援計画書の作成	6月までに
支援手順書の追加作成	年5人以上

###### イ．加算収入増加のための研修受講

強度行動障がいの利用者が増加傾向にあるため、強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を受講し技術を身につけるとともに加算収入の増加を目指す。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（実践）受講	6月までに1人
強度行動障害支援者養成研修（基礎）受講	8月までに1人

###### ウ．実習生受入れの強化

特別支援学校高等部3年生及び1、2年生の実習も受け入れる。また、学生以外の体験・見学も積極的に受け入れる。

項目	計画
実習生の受入れ	年10回以上

エ. プログラム活動の充実

リトミック及び屋内外での運動プログラムを導入し、利用者の身体機能の維持向上と情緒の安定を図る。

項目	計画
【新規】リトミックの実施	月1回以上
【新規】運動プログラムの実施	月1回以上

## 5. にじの家（生活介護、日中一時支援）

### （1）事業の概要

#### （生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

#### （日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

### （2）利用計画

#### 稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
生活介護	94.7	91.6	95.0	100.0
日中一時支援	43.7	48.9	52.0	52.0

### （3）利用計画に対する取組み

在宅で過ごす重度障がい者の受入れ施設として、相談支援事業所及び関係機関と連携を図り利用者ニーズに合わせた支援を行う。また、医療的ケアを必要とする障がい児・者が安心して利用できる施設としての機能を果たすために必要な医療機器などの設備を整える。

### （4）重点取組事項

#### ア．サービス内容の見直し

新規利用者で送迎や入浴の希望があるが、提供が難しくなっている。送迎コースの調整や利用者個々の入浴回数を見直し、公平にサービスを提供できるように家族及び各関係機関と調整を行う。

項目	計画
【新規】サービス内容調整案の作成	9月までに
【新規】利用サービスの調整	3月までに

#### イ．支援体制の構築

利用者の高齢化による日々の健康チェックや突発的なケガなど医療的な処置が増えている。にじの家看護師が希望の家、のぞみの家、そだちの家利用者の健康状態を確認し、情報共有することで安心して通所できる体制を構築する。

項目	計画
看護師による巡回	月4回以上
勉強会の実施	年2回以上

ウ. 新規利用者獲得に向けた体制づくり

岡崎特別支援学校進路担当の方と情報共有を行い、生徒の利用体験を実施することでスムーズに受入れができるように体制を整える。また、日中一時支援で定期的な利用を勧める。

項目	計画
岡崎特別支援学校との情報共有	月 1 回以上
利用体験受入れ	年 3 人以上

エ. 意思決定支援の推進

行事や活動など利用者のやりたいことや思いを汲み取り、個別支援計画を作成する。

項目	計画
意思決定に基づいた個別支援計画の作成	6 か月に 1 回
個々の希望による外出活動の実施	対象者 10 人以上

## 6. 友愛の家（地域活動支援センター）

### （1）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

### （2）利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
来館者	65,463	69,618	77,300	78,000
講座利用者	7,833	10,091	11,250	11,300

### （3）利用計画に対する取組み

顧客満足度調査や利用者からの要望に基づき、講座の内容の見直しを行う。障がい者や高齢者の方が求めている講座の企画をする。また、児童を対象としたイベントを開催して活動を周知する。

### （4）重点取組事項

#### ア．新規講座の開催

利用者のニーズを踏まえ、新規講座やイベントを企画、開催する。

項目	計画
新規講座、イベントなどの開催	年 15 種類以上

#### イ．キャッシュレス決済の導入

キャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性の向上を図る。

項目	計画
【新規】キャッシュレス決済の導入	6月までに

#### ウ．LINE活用の強化

LINEを活用して貸館の利用を促す。貸館の空き情報や活用の仕方などを紹介し、貸館の利用率の向上を図る。

項目	計画
LINEを活用した貸館の周知	年 50 回以上

#### エ．利用登録者の増

イベント開催や広報活動をすることで利用登録者の増加を図る。

項目	計画
利用者登録を 250 人以上	3月までに

## 7. 福祉の村相談支援事業所

### (1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談を行う。また、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスなどの利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

### (2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
相談支援	3,821	3,948	3,958	4,020

### (3) 利用計画に対する取組み

障がい児・者の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な方針を立て、利用計画（計画相談支援・障がい児相談支援）の作成を行う。また、利用計画の評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者 140 件（サービス等利用計画・継続支援）、障がい児 195 件（児童支援利用計画・継続支援）を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 関係機関との連携強化

本人を中心に、保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体（保護者）と意見交換を積極的に行う。

項目	計画
こども発達センターと地域の保育・教育機関のネットワーク構築を目的とした打ち合わせ及び会議への参加	月1回以上
【新規】保護者向け勉強会・事業所見学会開催に向けた検討・実施計画の作成	10月までに
【新規】保護者向け勉強会・事業所見学会の開催	年1回以上

#### イ. 安定した相談支援体制の構築及び支援力の強化

2024年度に新たに開設される「こども発達支援センターむつみ」内に分室を設置し、南部地域の利用者が相談しやすい環境とする。友愛の家内にある福祉の村相談支援事業所とこども発達支援センター、こども発達支援センターむつみの分室が、同等の支援の提供をするため協力・連携して安定した相談支援体制を構築する。

項目	計画
【新規】福祉の村相談支援事業所と分室で 合同の事例検討会の実施	月 1 回以上



8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援、日中一時支援、保育所等訪問支援）

（1）事業の概要

（児童発達支援センター）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（岡崎市療育的支援事業）

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子（2歳児）と保護者などに対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、迅速に適切な支援機関に結びつける。

（日中一時支援）

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

（保育所等訪問）

保育所や幼稚園などに在籍している障がいのある児童が、集団生活のなかで安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

（2）利用計画

児童発達支援センター稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
児童発達支援	平日 103.6	平日 100.0	平日 105.0	平日 100.0
	土曜 30.6	土曜 39.0	土曜 44.5	土曜 43.6
	全体 91.6	全体 91.0	全体 93.4	全体 91.5

岡崎市療育的支援（人）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
児童発達支援	549	544	650	650

日中一時支援稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
児童発達支援（※）	77.5	32.9	50.6	50.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数（件）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
保育所等訪問	182	197	180	197

### (3) 利用計画に対する取組み

#### (児童発達センター)

こども発達支援センターむつみの開設に伴い、単独通所わかばからむつみへ移行するお子さんが安心して利用できるように職員間の情報共有や連携を図る。合わせて年度途中からの受入れについても積極的に対応する。親子通所の保護者に対して、療育の必要性、通うことのメリットを契約時に伝え、利用の促進を図る。また、親子通所の児童は低年齢のため、環境の変化や季節の変わり目で体調を崩しやすく、当日の利用キャンセルも多い。キャンセルを見込んだ利用予定を立て、稼働率の向上を目指す。また、土曜日にも計画的に利用の促進を図る。

#### (岡崎市療育的支援)

こども発達支援センターむつみの開設に伴い、一部拠点の変更を行う。2024年度からこども発達センター体育館棟とこども発達支援センターむつみで事業を実施する。児童と保護者の関わりが増える遊びを取り入れながら、保護者が相談しやすい環境づくりに努め、課題の共有や解決に向けて専門的な視点から助言を行う。また、事業運営に当たり、こども発達相談センターなど関係機関との連携を強化する。

#### (日中一時支援)

就労支援の充実を図るため、サービス提供時間の拡大を図るとともに児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

#### (保育所等訪問)

センターから地域の園への移行又は支援級などに入学した児童の移行児訪問を早期に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

##### (児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### イ. こども発達支援センターむつみとの連携

こども発達支援センター単独通所（わかば）と単独通所（むつみ）において、療育・支援の方向性の統一や活動プログラム、行事の実施などサービスの質の統一を図り、安心して利用していただけるサービスの提供を目指す。

項目	計画
【新規】オンラインなどを活用した情報共有・会議	2か月に1回以上

ウ. 施設運営システムの試行・導入

利用者サービス管理、家族への情報発信、業務の負担軽減などを目的に施設運営システムHUGの試行・導入を図る。

項目	計画
【新規】施設運営システムHUGの試行・導入	9月までに

エ. 職員の資質向上のための取組み

職員の育成・資質の向上を目指し、法人内及び市内公立保育園その他市外施設への交換研修を実施する。

また、看護師・作業療法士・言語聴覚士・心理職など専門職員による勉強会を実施する。

項目	計画
法人内児童発達支援事業所への交換研修の実施	年6回以上
市内公立保育園、市外施設への交換研修の実施	年10回以上
【新規】専門職員による勉強会の実施	年4回以上

## 9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

### （1）事業の概要

#### （児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

#### （放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### （2）利用計画

#### 稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
児童発達支援	96.0	109.3	110.0	100.0
放課後等デイサービス	114.1	110.5	110.0	100.0

### （3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

#### （児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

#### （放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

### （4）重点取組事項

#### ア. 将来的な就労にむけた技術取得とコミュニケーション支援のための機器の導入

##### （放課後等デイサービス）

就労の幅を広げるために、高校生を対象に個別活動の時間内で文字入力作業などのパソコン技術を取得するための取組みを行う。小学生、中学生に対してはコミュニケーション支援のためにiPadを導入する。

項目	計画
【新規】個別活動にパソコンの導入	6月までに
【新規】iPadの導入（利用者用）	6月までに

#### イ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

##### （児童発達支援）

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・

つむぎ) など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

(放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所(すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ)間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取り組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

#### エ. 機能訓練担当職員(言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など)の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
機能訓練担当職員のお施設応援	月に2日程度

## 10. こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）

### （1）事業の概要

#### （児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

#### （放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### （2）利用計画

#### 稼働率（％）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 （見込）	2024年度 計画
児童発達支援	—	—	110.0	100.0
放課後等デイサービス	—	—	110.0	100.0

### （3）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

#### （児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携をとりながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

#### （放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

### （4）重点取組事項

#### ア. 多世代・地域交流の推進

##### （放課後等デイサービス）

多世代・地域交流の機会を提供する活動内容を作成して実施する。実施する際には、地域の関係機関と連絡・連携を図りながら進める。

項目	計画
【新規】多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

#### イ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

##### （児童発達支援）

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され

安心して利用していただけるサービスを目指す。

(放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所(すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ)間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

#### エ. 機能訓練担当職員(言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など)の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
機能訓練担当職員のお施設応援	月に2日程度

11. 【新規】 こども発達支援センターむつみ（児童発達支援センター、日中一時支援、相談支援、放課後等デイサービス）

※2024年4月開設

(1) 事業の概要

(児童発達支援)

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

(日中一時支援)

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすいするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

(相談支援)

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談を行う。また、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスなどの利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

(放課後等デイサービス)

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

児童発達支援センター稼働率 (%)

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
児童発達支援	—	—	—	100.0

日中一時支援稼働率 (%)

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
児童発達支援(※)	—	—	—	50.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

相談支援計画書作成件数 (件)

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
相談支援	—	—	—	780

放課後等デイサービス稼働率 (%)

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
放課後等デイサービス	—	—	—	100.0



### (3) 利用計画に対する取組み

#### (児童発達支援)

利用するお子さんが、安心して利用できるように職員間の情報共有や連携を図る。合わせて年度途中からの受入れについても積極的に対応していく。

#### (日中一時支援)

就労支援の充実を図るためサービス提供時間の拡大を図るとともに児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

#### (相談支援)

障がい児・者の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な方針を立て、利用計画（計画相談支援・障がい児相談支援）の作成を行う。また、利用計画の評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者20件（サービス等利用計画・継続支援）、障がい児45件（児童支援利用計画・継続支援）を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

#### (放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

##### (児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### イ. 関係機関との連携強化

##### (相談支援)

本人を中心に、保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体（保護者）と意見交換を積極的に行い地域に密着した支援を行う。

項目	計画
担当地域のケース移管及びネットワーク構築を目的とした周知活動	月1回以上
保護者向け勉強会・事業所見学会開催に向けた検討・実施計画の作成	10月までに
保護者向け勉強会・事業所見学会の開催	年1回以上

#### ウ. 安定した相談支援体制の構築及び支援力の強化

福祉の村相談支援事業所と法人内2か所の相談支援事業所を運営することとなる。そのため、同等の支援の提供をするため協力・連携し、全体の支援強化を図り、安定した相談支援体制を構築する。

項目	計画
相談支援事業所むつみと福祉の村相談支援事業所合同の職員会議・事例検討会の実施	月1回以上

#### エ. 職員研修の充実

相談支援事業所の資質向上のため研修会に参加し、人材育成を行う。

項目	計画
研修会の参加	年5回以上

#### オ. 多世代・地域交流の推進

(放課後等デイサービス)

多世代・地域交流の機会を提供する活動内容を作成して実施する。実施する際には、地域の関係機関と連絡・連携を図りながら進める。

項目	計画
【新規】多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

#### カ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所(すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ)間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### キ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

ク．機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月に2日程度

<公益事業>

12. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

（1）事業の概要

（短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し、入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
短期入所	94.4	95.5	98.0	100.0
日中一時支援	100.0	95.6	98.0	98.0

（3）利用計画に対する取組み

（短期入所・自立生活訓練）

急なキャンセル枠の補充のために、利用決定にならなかった保護者の方に連絡し、利用を促す。

（日中一時支援事業）

平日の福祉の村利用者や保護者に各事業所を通して周知をすることで利用者を増やしていく。また、特別支援学校や相談支援事業所に広報活動をすることで、より多くの利用者と契約をしていく。

（4）重点取組事項

ア．身体障がい児・者の利用者増

身体障がい児・者の利用率が低いため、利用を促進し、保護者の方のレスパイトの時間を確保する。重度の身体障がい児・者に対応できるように職員体制と備品を整える。

項目	計画
身体障がい児・者の利用回数	年30回以上

イ．宿直専門職員の確保

短期入所利用者の利用時間に合わせた宿直専門職員を新たに雇用する。利用状況に応じた勤務体制に移行し、運営の安定化を推進する。

項目	計画
【新規】宿直専門職員勤務の実施	5月までに

### 13. 法人後見事業

#### (1) 事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用に係る契約行為、不利益な契約をした際の取消しの手続きなど、権利保護の支援を行う。

#### (2) 利用計画

契約者数各月計（人）

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	2024 年度 計画
法人後見	120	114	102	96

#### (3) 利用計画に対する取組み

社会福祉法人の地域貢献の一環と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係機関との連携を推進する。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 安定した支援体制の構築

職員間での情報共有を定期的に行い、支援の質を担保する体制を構築する。また、支援方針をチームで共有する体制を強化する。

項目	計画
法人内の関係職員とのミーティングの強化	月 1 回

#### 14. こども発達センター等管理事業

##### (1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理などを行う。

##### (2) 利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度 計画
託児室利用者	1,824	1,688	1,806	1,800
有料施設利用者	39,377	50,025	54,360	55,000

##### (3) 利用計画に対する取組み

託児室は 2023 年度に導入した L I N E を周知することで認知度を高める。有料施設はチラシを放課後等デイサービスなどに配布することで、より多くの利用につなげる。

##### (4) 重点取組事項

###### ア. 調理体験室の稼働率向上のためのチラシ作成と P R

具体的な活用方法などをまとめたチラシの見直しを行い、関係機関・施設・団体に提案する。

項目	計画
調理体験室の年間稼働率を 10%以上向上	3 月末までに
調理体験室のチラシの見直し・作成	6 月末までに

###### イ. 備品購入の長期計画の作成

8 年目を迎え、開設当所に購入した備品や設備の経年劣化が見られるようになってきている。残りの P F I 事業の期間で計画的な備品の更新ができるよう長期計画を作成し、予算に反映させる。

項目	計画
【新規】備品購入の長期計画の作成	8 月までに

###### ウ. キャッシュレス決済の導入

キャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性の向上を図る。

項目	計画
【新規】キャッシュレス決済の導入	6 月までに

15. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	2024 年度 計画
放課後等デイサービス	105.6	111.9	110.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 多世代・地域交流の推進

多世代・地域交流の機会を提供する活動内容を作成して実施する。実施する際には、地域の関係機関と連絡・連携を図りながら進める。

項目	計画
【新規】多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

イ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

エ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月に2日程度



16. 放課後等デイサービスみどり

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	2024 年度 計画
放課後等デイサービス	107.1	106.3	110.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 多世代・地域交流の推進

多世代・地域交流の機会を提供する活動内容を作成して実施する。実施する際には、地域の関係機関と連絡・連携を図りながら進める。

項目	計画
【新規】多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

イ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

エ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月に2日程度

## 17. 放課後等デイサービスほたる

### (1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### (2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	2024 年度 計画
放課後等デイサービス	—	118.8	110.0	100.0

### (3) 利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 多世代・地域交流の推進

多世代・地域交流の機会を提供する活動内容を作成して実施する。実施する際には、地域の関係機関と連絡・連携を図りながら進める。

項目	計画
【新規】多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

#### イ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

#### ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

エ. 機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月に2日程度

